

団体登録の流れ

① 団体登録の条件

- センターの事業と深く関係する地域活動ボランティア団体
- センターの事業に協力する医療・介護・福祉に関する専門職団体

② 申請書の提出

- 団体利用登録・登録更新申請書（様式第1号）と役員名簿（様式第2号）の提出
※ 申請書は事務室に設置の他、認知症支援・介護予防センターのホームページからもダウンロードできます。

【認知症支援・介護予防センター専用HP】
<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/ninkai-center/>

- ※ 申請書は事務室に直接お持ちください。
（団体の目的や活動等を職員が聞き取りします。郵送等では受付しません。）
- 登録団体との連絡について
※ 団体利用登録の窓口は申請者となります。今後、センターからのお知らせやお尋ね等は申請者へ連絡します。
- 関係する官公庁への照会
※ 北九州市では暴力団排除のため、関係する官公庁への照会を行うこととしています。役員名簿（様式第2号）に記載された方が照会の対象となります。

③ 決定通知書の送付

- 団体登録済通知書の送付
※ 団体登録が完了したら、決定通知書を申請者に送付します。
※ 官公庁に照会する関係で、決定通知書の送付までに1ヵ月程度かかります。
※ 貸室の利用は決定通知書を受け取ってからになります。受け取り前に利用されたい方は、ご相談ください。

団体登録の期間及び更新

- 団体登録期間は、登録した年度末までです。
次年度も登録を希望する場合は、団体利用登録・登録更新申請書を提出してください（3月末までに更新案内を送付します）。
- 更新には申請書の他、活動報告書（当センターの利用がない場合は、当センター以外での活動）を提出してください。